

第36回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会 配布資料一覧

<配付資料>

- ー 次第
- ー 駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会推進委員及び幹事名簿
- ー 駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会設置要綱

- 資料1 第35回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施結果まとめ
- 資料2 平成30年度 駅前放置自転車対策事業に関する知事感謝状の贈呈実績
- 資料3 駅前放置自転車等の現況と対策 ー平成30年度調査ー (概要)
- 資料4 第36回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施大綱 (案)
- 資料5 第36回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施計画策定要領 (案)
- 資料6 駅前放置自転車クリーンキャンペーン標語の継続使用について

第36回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会

次 第

日時：令和元年6月26日（水）午後2時

会場：都庁第一本庁舎北塔42階 特別会議室A

1 挨拶

東京都 都民安全推進本部 総合推進部 治安対策担当部長 高野 豪

2 報告

- (1) 第35回 駅前放置自転車クリーンキャンペーンの実施結果
- (2) 平成30年度 駅前放置自転車対策事業に関する知事感謝状の贈呈実績
- (3) 駅前放置自転車等の現況と対策－平成30年度調査－（概要）

3 議 事

- (1) 第36回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施大綱（案）について
- (2) 第36回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施計画策定要領（案）
について
- (3) 第37回 駅前放置自転車クリーンキャンペーンに使用する標語の継続
使用について

4 その他

第36回 駅前放置自転車クリーンキャンペーンポスター・リーフレット
デザインについて

駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会推進委員及び幹事名簿

関係機関・団体名	番号	推進委員会 推進委員		番号	推進委員会 幹事	
		役 職	氏 名		役 職	氏 名
(推進委員会会長)	-	都民安全推進本部長	オオサワ 裕之 大澤 裕之	-	-	-
国土交通省 関東地方整備局	1	東京国道事務所長	イノウエ ケイスケ 井上 圭介	1	東京国道事務所 管理第一課長	ヤマモト ユウイチ 山本 裕一
国土交通省 関東地方整備局	2	相武国道事務所長	トガワ カズヒコ 外川 和彦	2	相武国道事務所 管理第一課長	フクシマ ナオキ 福島 直樹
警視庁	3	交通部交通規制課長	イシカワ マコト 石川 誠	3	交通部交通規制課 課長代理	イシダ シンゴ 石田 眞悟
東京消防庁	4	参事兼警防課長	タケイズミ サシ 竹泉 聡	4	警防部副参事（警防担当）	ハヤサカ マコト 早坂 誠
港区	5	街づくり事業担当部長	サカモト トオル 坂本 徹	5	街づくり支援部地域交通課 長	エビハラ タスク 海老原 輔
台東区	6	土木担当部長	タケダ ヨウイチ 武田 光一	5	都市づくり部交通対策課長	イシカワ ヨウジ 石川 洋二
世田谷区	7	土木部長	セキネ ヨシカズ 関根 義和	7	土木部交通安全自転車課長	オオハシ サシ 大橋 聡
杉並区	8	都市整備部 土木担当部長	トモカネ ユキヒロ 友金 幸浩	8	都市整備部 土木管理課長	ドヒノ ユキトシ 土肥野 幸利
葛飾区	9	交通・都市施設担当部長	スギモト カズミ 杉本 一富	9	都市整備部交通安全対策担 当課長	フキモト フミオ 脇本 史雄
立川市	10	まちづくり部長	オグラ ヒデオ 小倉 秀夫	10	まちづくり部交通対策課長	アサミ トモアキ 浅見 知明
三鷹市	11	都市整備部長	タグチ ヒサオ 田口 久男	11	都市整備部道路交通課都市 交通担当課長	クボタ ミル 久保田 実
小平市	12	都市開発部都市建設担当部 長	シロフ 博之 首藤 博之	12	都市開発部交通対策課長	ワダ アキヒロ 和田 明浩
国立市	13	都市整備部参事	エムラ ヒトシ 江村 英利	13	都市整備部道路交通課長	ナカジマ ヒロユキ 中島 広幸
多摩市	14	都市整備部長	サトウ ミル 佐藤 稔	14	都市整備部交通対策担当課 長	ワタナベ ジュンジ 渡邊 淳二
檜原村	15	総務課長	サカモト マサト 坂本 政人	15	総務課長	サカモト マサト 坂本 政人
東日本旅客鉄道	16	東京支社総務部企画室企画 調整課長	シオノヤ ヨウジ 塩ノ谷 浩司	16	東京支社総務部企画室グルー プリーダー副課長	オキタ ヒロシ 沖田 浩嗣
(一社)日本民営鉄道協会(関東 鉄道協会)	17	運輸調整部長	タケザワ ヒロアキ 滝澤 広明	17	運輸調整部業務課長	ニシジマ ヤスオ 西島 康夫
(一社)東京バス協会	18	理事長	ウエダ ツヨシ 上田 信一	18	常務理事	タカワ ツヨシ 高桑 毅
(一社)東京ハイヤー・タク シー協会	19	副会長	アキヤマ トシヒロ 秋山 利裕	19	常務理事	マエダ モリヒコ 前田 守彦
東京商工会議所	20	広報部長	オオイガワ トモアキ 大井川 智明	20	広報部課長	イシイ ヨウスケ 石井 洋介
東京都商工会連合会	21	専務理事	デンダ ジュン 傳田 純	21	事務局長	シミズ スム 清水 晋
東京都商店街振興組合連合会	22	副理事長	シノ トシオ 篠 利雄	22	組織課長	シマダ ケンジ 島田 健治
(一財)自転車産業振興協会	23	常務理事	コダカリ コウイチ 小鷹狩 幸一	23	事業部次長	ヤマダ ゲンイチ 山田 玄一
東京都自転車商協同組合	24	理事長	オザワ ユカ 小澤 豊	24	事務局次長	コバヤシ アキナリ 小林 亮成

団体名	番号	推進委員会 推進委員		番号	推進委員会 幹事	
		役職	氏名		役職	氏名
(一社)全国銀行協会	25	総務部長	モロエ 諸江 博明	25	総務部次長	ナカザト 中里 和義
関東百貨店協会	26	事務局長(兼・日本百貨店協会政策グループ統括主幹)	サトウ 佐藤 信彦	26	事務局長(兼・日本百貨店協会政策グループ副主幹)	タカハシ 高橋 亜子
(一財)日本自転車普及協会	27	常務理事	タナカ 田中 栄作	27	事務局長	オオシマ 大島 武巳
(一社)日本二輪車普及安全協会	28	東京都二輪車普及安全協会会長	アカサカ 赤坂 正人	28	東京都二輪車普及安全協会事務局長	シムラ 志村 正夫
(一財)東京都交通安全協会	29	理事長	ヨシモリ 吉森 裕次	29	安全対策部長	ニッタ 新田 秀実
東京都公立高等学校長協会	30	会長	カナザワ 金澤 利明	30	事務局長	ソウミ 澤海 トミヤス 富保
(一財)東京私立中学高等学校協会	31	文化部長	サガ 嵯峨 実允	31	庶務・会計部副部長	アトベ 跡部 清
東京都町会連合会	32	会長	スズキ 鈴木 孝雄	32	会長	スズキ 鈴木 孝雄
(一社)東京宝くじ協会	33	専務理事	ヤガサキ 矢ヶ崎 一之	33	会長	オチアイ 落合 義昭
(公財)自転車駐車場整備センター	34	常務理事	ササキ 佐々木 アツシ 淳	34	総務部長	シノハラ 篠原 アキヒコ 昭彦
(一社)東京母の会連合会	35	副理事長	エノモト 榎本 カズコ 和子	35	事務局長	オオカワ 大川 カズコ 和子
(公社)東京都専修学校各種学校協会	36	事務局長	マサキ 真崎 ヒロコ 裕子	36	企画振興課長	サイノウ 斎藤 マサヒロ 正宏
(公財)東京しごと財団(東京都シルバー人材センター連合)	37	(公社)豊島区シルバー人材センター会長	ヨネクラ 米倉 ヨシアキ 義明	37	(公財)東京しごと財団(東京都シルバー人材センター連合)シルバー人材センター課長	イタヤ 板谷 アキラ 明
(公社)東京都老人クラブ連合会	38	会長	ムラカミ 村上 ミツオ 光夫	38	事務局長	ヨシイ 吉井 エイチロウ 栄一郎
東京都障害者団体連絡協議会	39	(一社)東京都肢体不自由児者父母の会連合会会長	カワイ 河井 アヤ 文	39	(公社)東京都盲人福祉協会会長	ササガワ 笹川 ヨシヒコ 吉彦
東京消費者団体連絡センター	40	事務局長	コウラ 小浦 ミチコ 道子	40	事務局	イケダ 池田 キョウコ 京子
生活文化局	41	私学部長	ハマダ 濱田 ヨシヒロ 良廣	41	私学部私学行政課長	ノグチ 野口 マサシ 昌利
福祉保健局	42	生活福祉部長	サカモト 坂本 ナオシ 尚史	42	生活福祉部福祉のまちづくり担当課長	ナカジョウケンイチロウ 中條 堅一郎
建設局	43	道路管理部長	マエダ 前田 ユカ 豊	43	道路管理部監察指導課長	タカハシ 高橋 マサカズ 正和
交通局	44	電車部長	アिकाワ 相川 ヒシ 準	44	電車部事業改善担当課長	オカダ 岡田 タケアキ 岳彰
教育庁	45	指導部長	マサダ 増田 マサヒロ 正弘	45	指導部高等学校教育指導課長	サトウ 佐藤 セイイチ 聖一
都民安全推進本部	46	治安対策担当部長	タカノ 高野 タケン 豪	46		
	事務局	総合推進部交通安全課長	イケノヤ 池野谷 マサユキ 昌幸	47	総合推進部交通安全課長	イケノヤ 池野谷 マサユキ 昌幸
		総合推進部違法駐車対策担当課長	シマズキ 嶋貫 ユウコ 裕子	48	総合推進部違法駐車対策担当課長	シマズキ 嶋貫 ユウコ 裕子
		総合推進部交通安全対策担当課長	オシナ 押名 ヒデヨシ 秀芳	49	総合推進部交通安全対策担当課長	オシナ 押名 ヒデヨシ 秀芳
総合推進部交通安全対策担当課長		ケリイ 桐井 ヒロミ 裕美	50	総合推進部交通安全対策担当課長	ケリイ 桐井 ヒロミ 裕美	

駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会設置要綱

昭和59年5月16日59生文企交第23号
改正 平成31年3月25日30青総総第782号

(設置)

第1 放置自転車問題を広く都民に訴えるための「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を関係機関・団体が相互に協力して実施するため、駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 推進委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施大綱の策定
- (2) 関係機関・団体が策定する「クリーンキャンペーン実施計画」の調整
- (3) その他駅前放置自転車クリーンキャンペーンの実施に必要な事項

(構成)

第3 推進委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、別表1に掲げる関係機関・団体の推薦を得て東京都都民安全推進本部長が委嘱する者及び別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

(任期)

第4 委員の任期は、委嘱をした日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期中途中で委員を変更する場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5 会長は、東京都都民安全推進本部長をもって充てる。

2 会長に事故があるときは、会長が指定する委員がその職務を代理する。

(招集等)

第6 推進委員会は、会長が招集し、主宰する。

(幹事会)

第7 推進委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、推進委員会から付託を受けた事項について協議・調整する。

3 幹事会は、幹事をもって構成する。

4 幹事は、別表1に掲げる関係機関・団体の推薦を得て東京都都民安全推進本部長が委嘱する者及び別表3に掲げる職にある者をもって充てる。

5 幹事の任期は、委員の任期を準用する。

6 幹事会は、東京都都民安全推進本部治安対策担当部長が招集し、主宰する。

(標語選定委員会)

第8 幹事会に標語選定委員会を置く。

2 標語選定委員会は、駅前放置自転車クリーンキャンペーン統一標語について協議・調整する。

3 標語選定委員会は、別表1の1区代表1名、同市代表1名、別表1の2鉄道・バス等事業者代表1名、別表1の3商工業団体代表1名、別表1の4交通安全普及団体等代表1名、別表3代表4名及び首都圏放置自転車対策協議会代表1名により構成する。

4 標語選定委員長は、東京都都民安全推進本部治安対策担当部長をもって充てる。

5 標語選定委員会は、標語選定委員長が招集し、主宰する。

6 標語の募集及びその他の事務は、東京都都民安全推進本部総合推進部交通安全課が行う。

(公開等)

第9 推進委員会、幹事会及び標語選定委員会は、公開で行うものとする。ただし、推進委員会幹事会及び標語選定委員会の決定により非公開とすることができる。

2 推進委員会、幹事会及び標語選定委員会の会議録等は、公開するものとする。

(庶務)

第10 推進委員会の庶務は、東京都都民安全推進本部総合推進部交通安全課において処理する。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に必要な事項は、東京都都民安全推進本部長が定める。

附 則

1 この要綱は、昭和59年5月16日から施行する。

2 要綱第4の規定にかかわらず、当初の委員及び幹事の任期は、昭和60年3月31日までとする。

附 則 (60 生文総交第20号)

この要綱は、昭和60年5月2日から施行する。

附 則 (61 生文総交第35号)

この要綱は、昭和61年5月27日から施行する。

附 則 (62 生文総交第19号)

この要綱は、昭和62年5月13日から施行する。

附 則 (2 生文総交第254号)

この要綱は、平成2年8月1日から施行する。ただし、第3及び第5の第2項の改定規定は平成2年7月19日から施行する。

附 則 (7 生文総交第56号)

この要綱は、平成7年5月9日から施行する。

附 則 (8 生文総交第14号)

この要綱は、平成8年5月10日から施行する。

附 則 (10 生文総交第23号)

この要綱は、平成10年5月18日から施行する。

附 則 (11 生文総交第327号)

1 この要綱は、平成12年1月1日から施行する。

2 東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号)の公布の日前に開催された委員会及び幹事会の会議録等の取扱いについては、この要綱による改正後の駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会設置要綱第8第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (12 生文総交第19号)

この要綱は、平成12年4月18日から施行する。

附 則 (13 生都協交第5号)

この要綱は、平成13年4月18日から施行する。

附 則 (16 生文総安第3号)

この要綱は、平成16年4月5日から施行する。

附 則 (16 生文総安第199号)

この要綱は、平成16年8月13日から施行する。

附 則 (17 生文総安第172号)

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則 (17 青青総第459号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (18 青総総第 766 号)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (22 青総総第 13 号)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (22 青総総第 182 号)

この要綱は、平成 22 年 7 月 16 日から施行する。

附 則 (24 青総総第 140 号)

この要綱は、平成 24 年 6 月 22 日から施行する。

附 則 (25 青総総第 34 号)

この要綱は、平成 25 年 4 月 23 日から施行する。

附 則 (27 青総総第 31 号)

この要綱は、平成 27 年 4 月 20 日から施行する。

附 則 (28 青総総第 421 号)

この要綱は、平成 28 年 12 月 16 日から施行する。

附 則 (30 青総総第 782 号)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

- 1 行政機関
国土交通省（国道事務所）
警 視 庁
東京消防庁
区 代 表（5区）
市 代 表（5市）
町 村 代 表（1町村）
- 2 鉄道・バス等事業者
東日本旅客鉄道(株)
（一社）日本民営鉄道協会（関東鉄道協会）
（一社）東京バス協会
（一社）東京ハイヤー・タクシー協会
- 3 商工業団体
東京商工会議所
東京都商工会連合会
東京都商店街振興組合連合会
（一財）自転車産業振興協会
東京都自転車商協同組合
（一社）全国銀行協会
関東百貨店協会
- 4 交通安全普及団体等
（一財）日本自転車普及協会
（一社）日本二輪車普及安全協会
（一財）東京都交通安全協会
東京都公立高等学校長協会
（一財）東京私立中学高等学校協会
東京都町会連合会
（一社）東京宝くじ協会
（公財）自転車駐車場整備センター
（一社）東京母の会連合会
（公社）東京都専修学校各種学校協会
（公財）東京しごと財団
（公社）東京都老人クラブ連合会
東京都障害者団体連絡協議会
東京消費者団体連絡センター

別表 2

東京都都民安全推進本部治安対策担当部長
東京都生活文化局私学部長
東京都福祉保健局生活福祉部長
東京都建設局道路管理部長
東京都交通局電車部長
東京都教育庁指導部長

別表 3

東京都都民安全推進本部総合推進部交通安全課長
// 違法駐車対策担当課長
// 交通安全対策担当課長
// 交通安全対策担当課長
東京都生活文化局私学部私学行政課長
東京都福祉保健局生活福祉部福祉のまちづくり担当課長
東京都建設局道路管理部監察指導課長
東京都交通局電車部営業課長
東京都教育庁指導部高等学校教育指導課長

第35回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン 実施結果まとめ

- 1 実施期間 平成30年10月22日（月）から10月31日（水）までの10日間
- 2 実施主体 東京都、区市町村（島しょを除く。）、国土交通省、警視庁、東京消防庁、JR東日本、私鉄各社、バス・タクシー事業団体、商工業団体、高齢者団体、障害者団体、消費者団体、学校関係団体、交通安全普及団体 等
- 3 統一標語 「**放置ゼロ キレイな街で おもてなし**」
- 4 活動結果

(1) 広報活動

放置自転車問題を広く都民に訴えるため、各機関・団体がそれぞれの役割に応じて、多様な広報媒体を活用して広報活動を実施した。

ア 印刷物の掲示・配布

- ・ポスター 都：38,143枚、区市町村：300枚、関係団体：22,000枚 作成
JR・民鉄・都営交通駅構内、バス営業所（680箇所、1,161枚）、電車・バス車内（19,921箇所、20,655枚）、学校、関係機関・団体（5,092枚）等に掲示
- ・リーフレット 都：288,746枚、区市町村：17,528枚 作成
通勤・通学等自転車利用者、学校等に配布
- ・注意・警告札 94,135枚 放置自転車に取り付け
- ・広報紙、機関紙等 8,143,249部
区市町村、鉄道・バス会社、交通安全協会、商工業団体他

イ PR用品等

- ・看板 1,347枚 5区 2市
- ・横断幕 39枚 7区 4市
- ・のぼり旗、活動品 4,249枚 18区 19市 1町村
- ・関係団体作成配布用品等（標語入りポケットティッシュ 413,860個）

ウ その他の媒体

広報車、駅構内放送、庁内放送、防災無線放送、コミュニティFMラジオ、商店街放送、デジタルサイネージ、公式ホームページ、公式twitter

(2) 駅頭広報・撤去活動

- 広報実施駅数：実数 227駅（区部133駅、市部92駅、町村部2駅）
延日数 **504日**（区部237日、市部265日、町村部2日）
- 撤去実施駅数：実数 432駅（区部298駅、市部133駅、町村部1駅）
延日数 **1,784日**（区部1,177日、市部606日、町村部1日）
- 撤去台数 **8,142台**（区部6,393台、市部1,748台 町村部1台）
- 広報・撤去活動参加人員 延べ14,143人（区部8,165人、市部5,958人、町村部20人）
- 自動車動員台数 延べ2,231台（広報車89台、トラック2,108台、その他34台）

5 首都圏放置自転車対策協議会の活動

同協議会加盟の3県5政令都市（埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）において、クリーンキャンペーンを協力して実施した。

平成30年度 駅前放置自転車対策事業に関する知事感謝状の贈呈実績

【概要】

- (1) 日 時：平成30年9月3日（月曜日）
 (2) 場 所：都庁第一本庁舎 大会議場
 (3) 贈呈者：青少年・治安対策本部長
 (4) 受賞者：個人（3名）

	被 贈 呈 者		功 勞 内 容
個 人	あさの ふみこ 浅野 文子	足立区	北綾瀬駅周辺における自転車駐車場の設置
	かしま いちお 鹿島 一夫	府中市	白糸台駅周辺における自転車駐車場用地の提供
	とみざわ さちこ 富沢 幸子	調布市	つつじヶ丘駅周辺における自転車駐車場用地の提供



左から、大澤裕之本部長、浅野文子 様、鹿島一夫 様、富沢幸子 様

「駅前放置自転車等の現況と対策—平成30年度調査—」について — 調査結果の概要 —

1 駅周辺における自転車等の放置状況 【図-1】参照

都内の駅周辺（駅から概ね半径500m以内の区域）における自転車の乗入台数（放置台数と自転車等駐車場の駐車台数の合計）は624,678台、原付及び自二を含めた乗入台数は645,027台でした。

自転車の乗入台数のうち自転車等駐車場への駐車台数（実収容台数）は、**599,387台（96.0%）**で、残りの**25,291台（4.0%）**が路上などに放置されていました。

(1) 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置台数

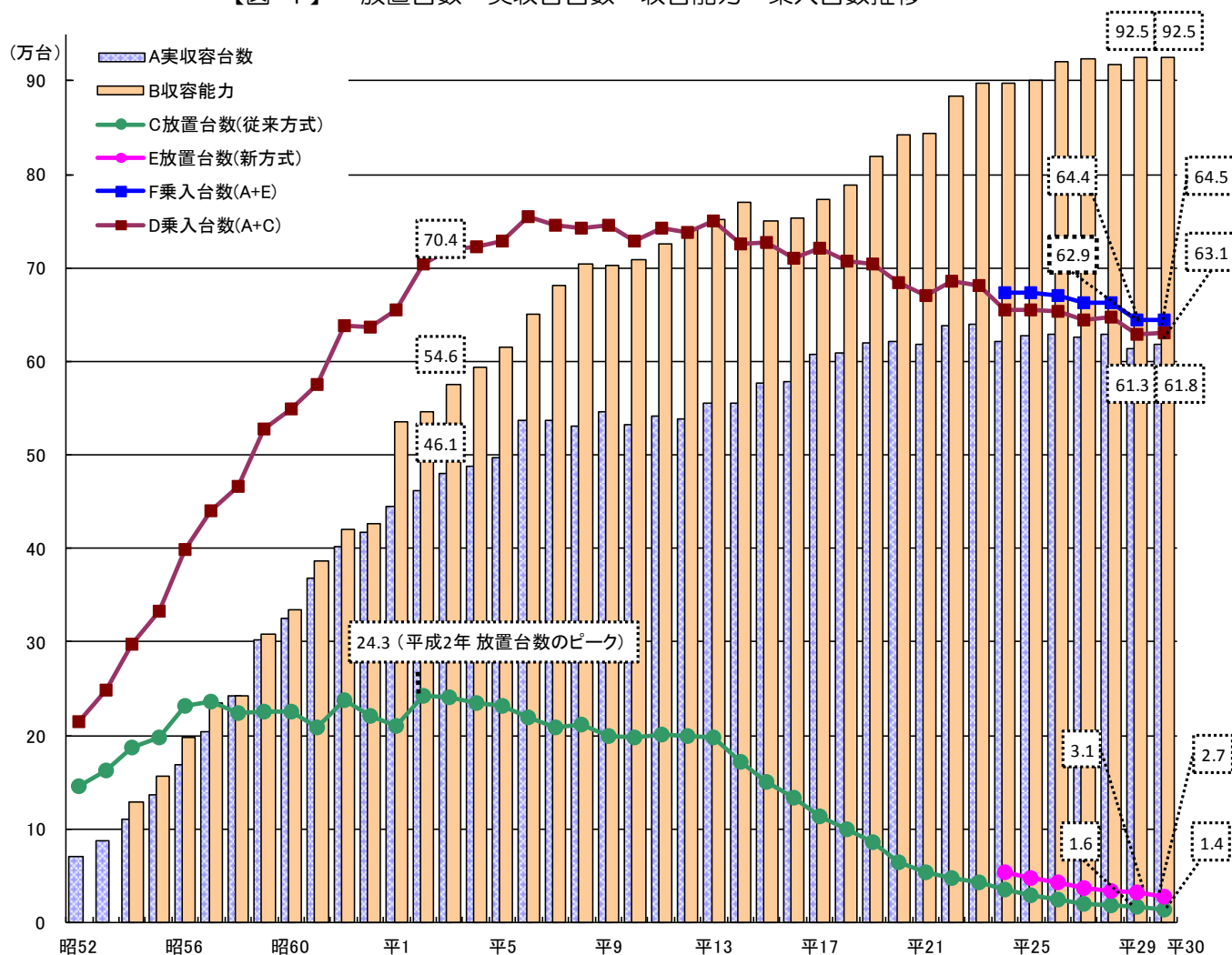
自転車、原付及び自二の放置台数は、**27,332台（前年度比3,994台減）**でした。

うち、自転車の放置台数は、**25,291台（前年度比3,665台減）**でした。

(2) 自転車の放置率（乗入台数に占める放置台数の割合）・・区部5.9%、市部0.9%、町村部0.4%

自転車の放置率が高い区は、千代田区54.7%、中央区37.1%、渋谷区30.0%、台東区27.3%、港区26.5%でした。

【図-1】 放置台数・実収容台数・収容能力・乗入台数推移



※ 昭和52年から隔年で国（現在は国土交通省）が全国調査を実施。全国調査が実施されない年は都が単独で調査を実施

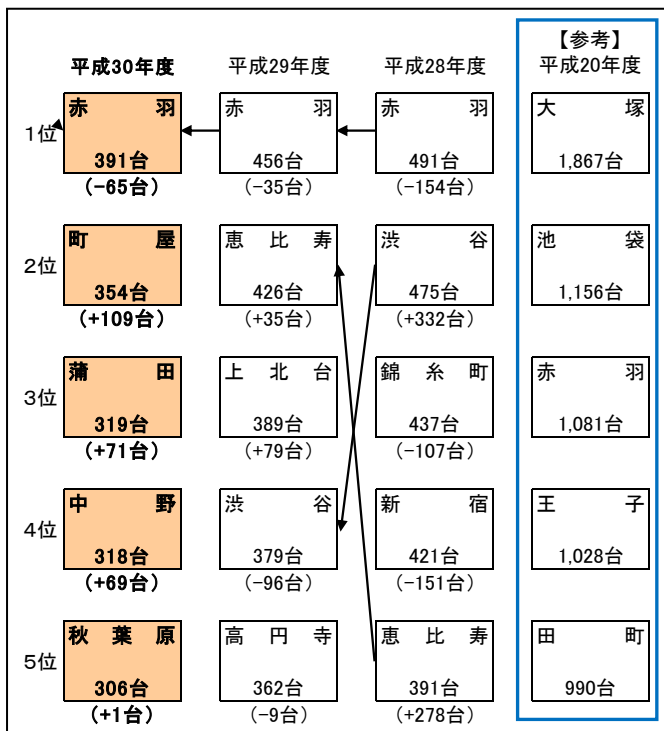
※ C 放置台数（従来方式）：自転車100台以上、原付と自二については合わせて50台以上のみを計上

※ E 放置台数（新方式）：自転車、原付及び自二各1台から計上

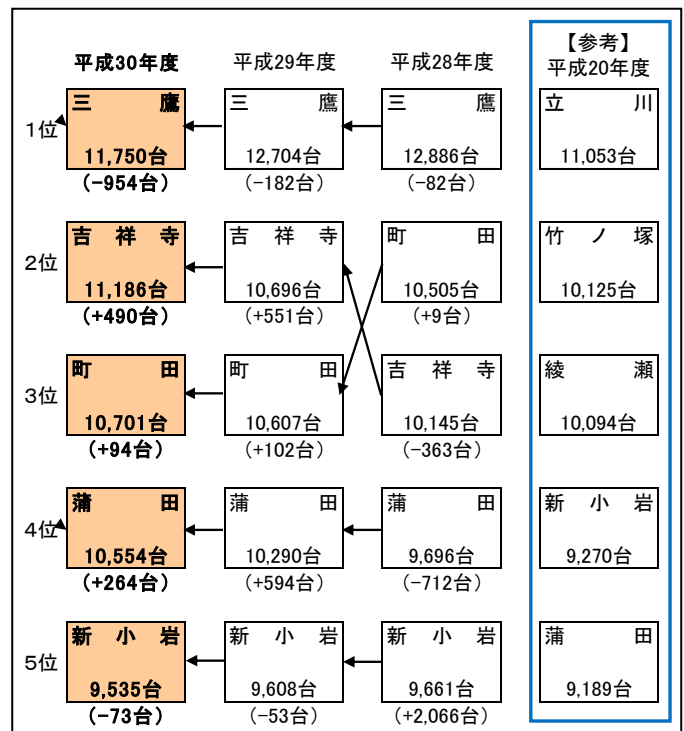
2 放置台数が多い駅と乗入台数が多い駅

- (1) 放置台数が多い駅 図-2参照
 (2) 乗入台数が多い駅 図-3参照

【図-2】 放置台数が多い駅の推移



【図-3】 乗入台数が多い駅の推移



3 放置自転車等の減少へ向けた主な対策

良好な交通環境を整備するとともに、街の美観を確保するため、区市町村をはじめ鉄道・バス事業者、警察、商工関係団体等と連携しながら、放置自転車対策に取り組んでまいりました。

その結果、放置自転車等の台数は過去最少の27,332台となりました。

(1) 自転車駐車場の設置等

駅周辺における適地の確保が困難なこともあり、平成29年度の自転車等駐車場の設置費（投資的経費）は、**31.2億円**（28年度比 **約26億円減**）でした。

(2) 放置自転車等の整理・撤去等

平成29年度の区市町村の消費的経費（放置自転車の撤去等に要する経費）は、**150.3億円**（28年度比 **約11億円増**）でした。

(3) 都心6区との協働体制

都内の駅前放置自転車の大部分を占める都心6区（千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区）を構成員とする放置自転車対策協議会を開催し、各区のノウハウや情報を共有することで、放置自転車対策の一層の推進を図りました。

(4) 駅前放置自転車クリーンキャンペーン

平成30年10月の「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」では、都内各駅にて自転車の放置防止を呼びかける啓発活動のほか、駅構内などへのポスター掲出、ウェブ広告やデジタルサイネージを活用した広報活動を幅広く実施しました。また、キャンペーン期間中は、区市等による放置自転車の撤去活動がより推進されました。

- ・駅前等での広報啓発活動：227駅、延べ504日活動
- ・ポスター掲出枚数（都作成分）：約3万5千枚
- ・撤去活動：432駅

4 自転車等駐車場の設置状況 【図-4、5】参照

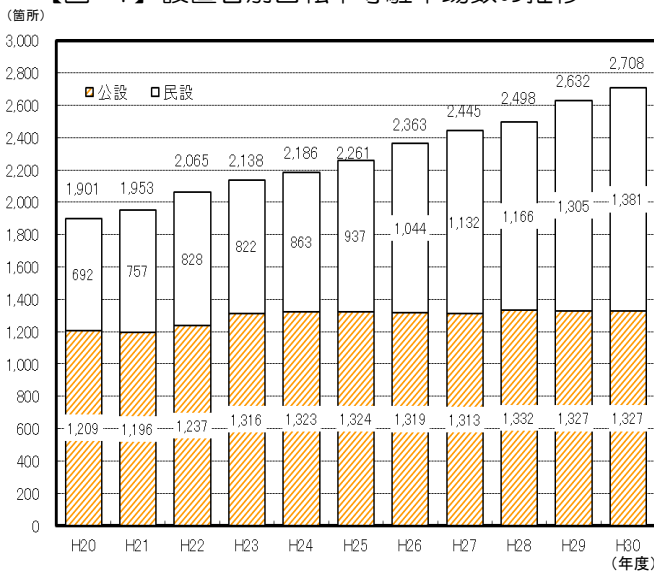
(1) 平成 30 年 8 月末日現在、駅周辺の自転車等駐車場※は、**2,708 箇所**（前年度比 **76 箇所増**）でした。そのうち公設は **1,327 箇所**（前年度同数）、民設は **1,381 箇所**（前年度比 **76 箇所増**）でした。近年は、民間事業者による自転車等駐車場の設置が増加しています。

※ 不特定多数の者が利用可能なもののみ（来客用駐車場等は、特定の者のみ利用可能であるため調査対象外）

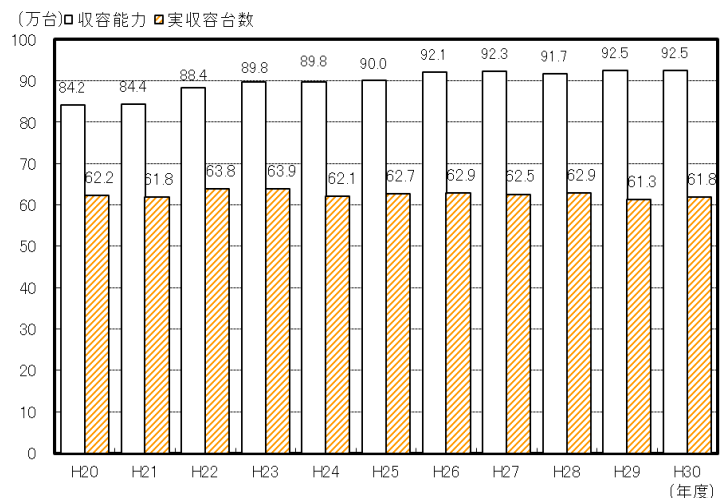
(2) 収容能力は、**925,484 台**（前年度比 **641 台増**）、実収容台数※は、**617,695 台**（前年度比 **5,182 台増**）でした。

※ 自転車、原動機付自転車及び自動二輪の収容台数

【図-4】設置者別自転車等駐車場数の推移



【図-5】収容能力及び実収容台数の推移



5 平成 29 年度における放置自転車等の撤去、処分等の状況 【図-6、7】参照

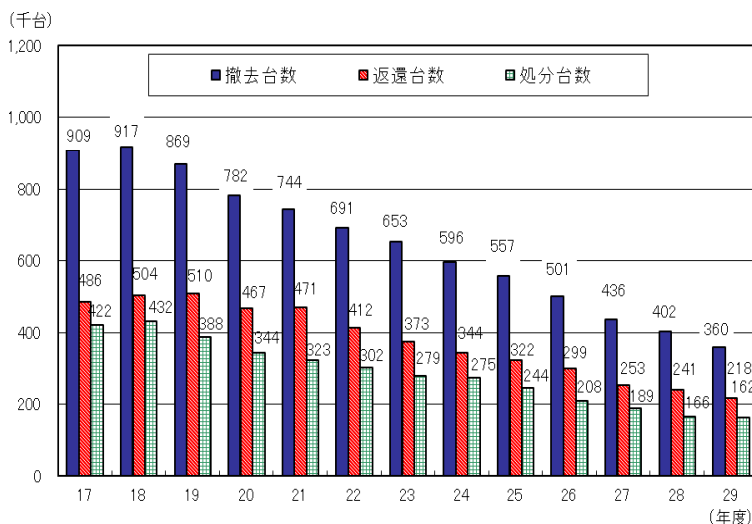
(1) 平成 29 年度に区市町村が撤去した放置自転車等：**359,826 台**（28 年度比 **42,056 台減**）

(2) 平成 29 年度に持ち主に返還された台数：**217,764 台**（28 年度比 **23,336 台減**）

(3) 平成 29 年度に区市町村が処分した台数：**161,645 台**（28 年度比 **3,893 台減**）

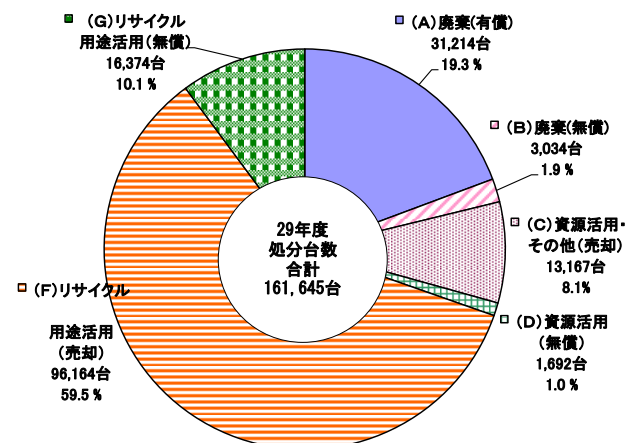
※ 返還台数、処分台数には、平成 28 年度中に撤去されたものを含みます。

【図-6】放置自転車等の撤去・返還・処分台数の推移



【図-7】撤去自転車及び原動機付自転車の処分内訳

- ・廃棄処分 (A+B)：34,248 台 (21.2%)
- ・鉄くずとして資源活用 (C+D)：14,859 台 (9.1%)
- ・リサイクル用途 (F+G)：112,538 台 (69.6%)



第36回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施大綱（案）

1 目的

放置自転車は、歩行者や緊急車両の通行を阻害するとともに、街の美観を損ねるなど社会問題となっている。これまで、区市町村や関係機関等の地道な努力により放置自転車の状況は改善しているものの、都内では依然として約2.7万台の自転車等が駅周辺に放置されている。

このため、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」では、自転車通勤する従業者の駐輪場所の確保・確認や顧客に対する駐輪場利用の啓発等を事業者の責務と規定するなど、社会全体による放置自転車対策を推進しているところである。

さらには、東京都自転車安全利用推進計画において、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される来年には駅前放置自転車台数を2万台以下にすることを目標に掲げている。

こうした中、放置自転車問題を広く都民に訴えるため、関係機関等が相互に協力して、駅前放置自転車クリーンキャンペーン（以下「キャンペーン」という。）を実施する。

2 キャンペーンの実施内容

(1) 別紙1のとおりとする。

なお、地域別、機関等別の具体的実施内容は、各機関・団体が作成する「実施計画」で定める。

(2) 活動の重点は、次のとおりとする。

広報活動、駅前放置自転車の撤去等

(3) 統一標語は、次のとおりとする。

「放置ゼロ キレイな街で おもてなし」

3 時期

令和元年10月22日（火曜日）から同月31日（木曜日）までの10日間とする。

また、キャンペーンの事前周知活動も実施する。

4 実施・参加機関等

(1) 実施・参加機関等は、次のとおりとする。

主 催：東京都・区市町村

構成団体：国土交通省（東京・相武国道事務所）、警視庁、東京消防庁、東日本旅客鉄道（株）、（一社）日本民営鉄道協会（関東鉄道協会）、（一社）東京バス協会、（一社）東京ハイヤー・タクシー協会、東京商工会議所、東京都商工会連合会、東京都商店街振興組合連合会、（一財）自転車産業振興協会、東京都自転車商協同組合、（一社）全国銀行協会、関東百貨店協会、（一財）日本自転車普及協会、（一社）日本二輪車普及安全協会、（一財）東京都交通安全協会、東京都公立高等学校長協会、（一財）東京都私立中学高等学校協会、東京都町会連合会、（一社）東京宝くじ協会、（公財）自転車駐車場整備センター、（一社）東京母の会連合会、（公社）東京都専修学校各

種学校協会、(公財) 東京しごと財団(東京都シルバー人材センター連合)、(公社) 東京都老人クラブ連合会、東京都障害者団体連絡協議会(東京都肢体不自由児者父母の会、東京都盲人福祉協会)、東京消費者団体連絡センター ※順不同

協力団体：(一社) 東京都個人タクシー協会、日本チェーンストア協会、(一社) 自転車協会、(公財) 東京都道路整備保全公社、(一社) 自転車駐車場工業会 ※順不同

(2) 各実施・参加機関等の役割は、別紙2のとおりとする。

5 実施計画の策定

(1) 実施機関等は、この大綱及び別に定める駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施計画策定要領に基づき、それぞれ実施計画を策定し、駅前放置自転車クリーンキャンペーン幹事会において報告する。

(2) 区市町村実施計画に関する事項は以下のとおりとする。

ア 区市町村実施計画の中に、区市町村以外の機関・団体の実施又は協力すべき事項を採り入れる場合には、関係機関相互の連携を密にするため、区市町村が中心となって、「〇〇区(市町村)駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会」等の連絡、調整機関を設けるよう努めるものとする。

イ 区市町村以外の機関・団体等は、区市町村実施計画について協力の要請があったときは、可能な限り応じるものとする。

6 首都圏駅前放置自転車クリーンキャンペーンの実施

首都圏駅前放置自転車対策協議会加盟の隣接3県(埼玉県・千葉県・神奈川県)及び5政令指定都市(横浜市、川崎市、相模原市、千葉市、さいたま市)は密接に連携し、クリーンキャンペーンを統一実施する。

駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施内容

1 広報活動

(1) 印刷物

①ポスターの掲示

各駅構内、電車・バスの車内、その他公共的施設等に掲示する。

②リーフレットの配布

各駅周辺において配布する。

③広報紙等への掲載

各参加機関・団体が発行している広報紙・機関紙やホームページ等にキャンペーンの内容を掲載する。

(2) テレビ・ラジオ等

東京都提供のテレビ・ラジオ番組等で放置自転車問題について放送する。

(3) 報道関係への情報提供（プレス）

①キャンペーンの実施について各報道機関へ情報提供する。

②放置自転車の実態、キャンペーンの実施の様態等について広く都民に周知するよう働きかける。

(4) その他

①広報用品の配布

②その他

地域や参加団体の実情に対応した広報活動を行う。

「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の趣旨を踏まえ、事業者等への広報活動を行う。

例：広報車、パレード、横断幕の掲出、回覧板、町内掲示板へのポスター掲示、リーフレットの配布、駅構内・車内放送による広報、駅頭指導・呼びかけなど

2 放置自転車等の撤去、保管、返還、処分

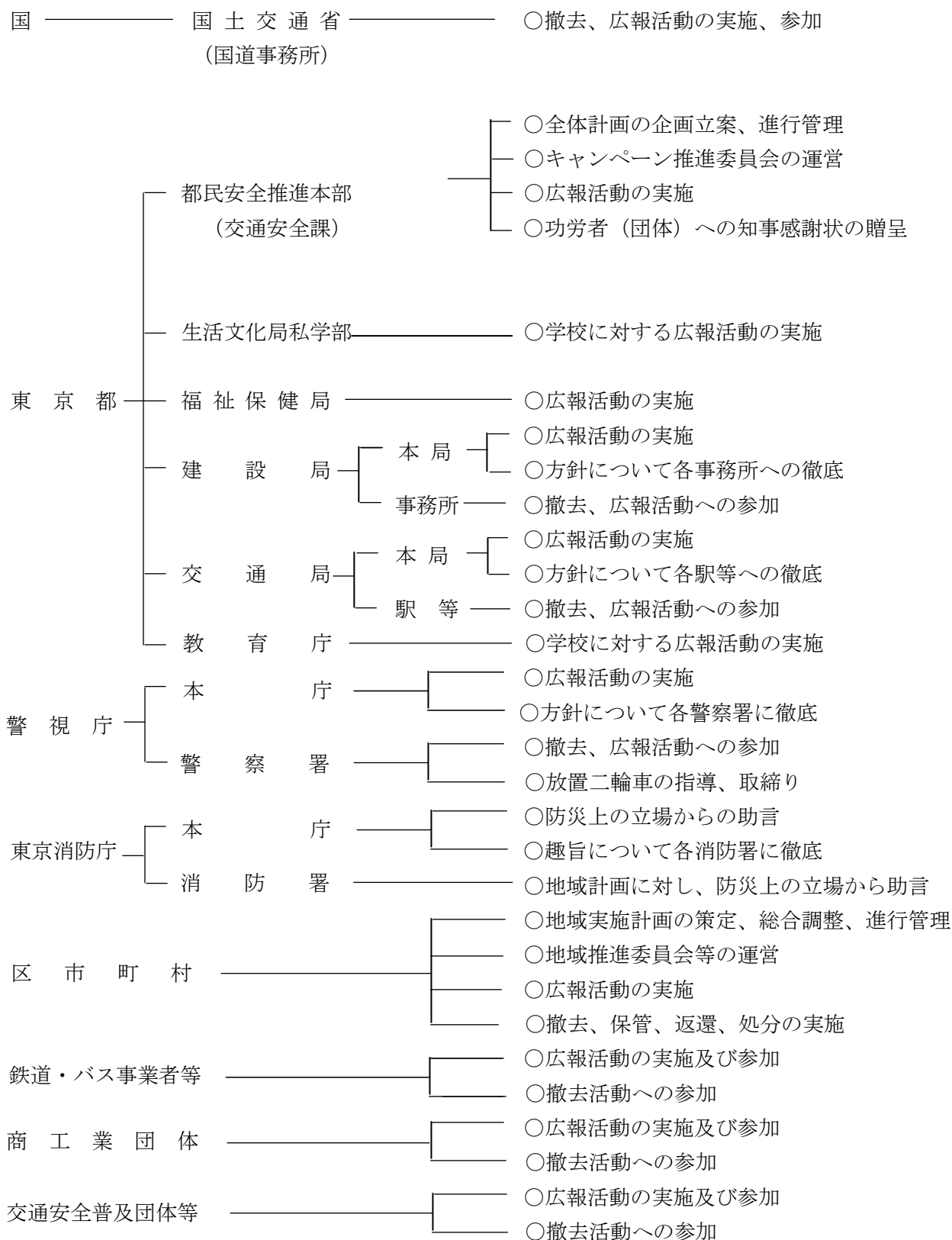
撤去の対象駅、実施期日、撤去の方法、必要人員、必要機材、参加団体の範囲及び役割分担、撤去自転車等の保管場所、返還方法、処分方法等の具体的内容については、区市町村ごとに「実施計画」で定める。なお、計画の立案についての要領は別に定める。

3 その他

(1) 放置自転車対策功労団体・功労者への知事感謝状贈呈

(2) その他

実施・参加機関等の役割



第36回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施計画策定要領（案）

1 実施計画策定の基本的な考え方

- (1) 実施計画は、「駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施大綱」に沿って策定すること。
- (2) 各団体は、可能な限り多様な内容を計画に盛り込むよう努力すること。

2 活動内容

(1) 広報活動

広く都民に周知するため、可能な限り多様な広報媒体等を活用すること。

【例示】○マスコミへの情報提供

積極的な報道発表及び取材協力

○テレビ・ラジオ等の利用

テレビ・ラジオでの放送、車内・駅構内等での放送、広報車等の活用

○印刷物の作成・掲出、配布

ポスター、リーフレット、広報紙（誌）、機関・団体紙（誌）等の作成、配布

○駅頭での呼びかけ等

駅頭での指導・呼びかけ、パレードの実施、「歩こう運動」等住民運動の推進など

○その他

講演会等の実施、広報用品の配布、関係先への呼びかけなど

(2) 放置自転車等の撤去、保管、返還、処分

放置自転車等の撤去場所（駅）、期日、方法、体制（人員、機材、参加団体の範囲及び役割分担）のほか、保管場所、返還方法、処分方法等は、関係機関と協議しつつ、区市町村が従前から実施している方法を基準として定めるものとする。

(3) その他

各団体は、それぞれの下部組織・団体又は協力団体等に対し、本キャンペーンについての周知徹底、参加協力等の指示又は要請をできるだけ早期に広範囲に行うものとする。

3 実施計画書の作成

実施計画書の作成に当たっては、別紙1を参考とすること。

4 実施計画書の提出

(1) 提出期限 令和元年7月19日（金曜日）

(2) 提出方法 FAXまたはメール

(3) 提出部数 1部

(4) 提出先 東京都 都民安全推進本部 総合推進部 交通安全課 担当：嶋貫・菊地

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 第1本庁舎北塔34階

電話 03-5321-1111（内線）21-792

FAX 03-5388-1217

メール S1060104@section.metro.tokyo.jp

【区市町村用（別記様式 1）】

1 広報活動

(1) 駅頭広報活動実施予定の駅名を記入の上、実施期間、活動内容、参加団体の有無をご記入下さい。実施予定の駅が多く、記入欄が足りない場合は複写対応をお願いします。

都ホームページへの掲載可否についてどちらかに丸を付けて下さい。

(2) 広報手段については、媒体ごとにご記入下さい。

都が作成する動画の放映が可能な場所をご記入下さい。

(3) 報道機関等の活用については、以下の事項等がある場合にご記入下さい。

2 撤去等活動（移送・移動も含む）

実施予定の駅名を記入の上、実施期間、取組内容、体制、参加団体の有無をご記入下さい。

3 車両利用数（延数）

広報活動や撤去等活動に利用する車両数（車両利用数）をご記入下さい。

【区市町村以外の団体用（別記様式 2）】

1 広報紙（誌）・メールマガジンの発行、ホームページ等への掲載

メールマガジンについては、配信数を「発行数等」欄にご記入下さい。

2 独自作成のポスター、リーフレット、PR用配布品等

独自作成の取組がある場合は、ご記入下さい。

3 都作成のポスター、リーフレットの活用

都が作成し配布するポスター・リーフレットの数量、掲出先・配布先についてご記入下さい。

4 都作成の動画の活用

都が作成する動画の放映が可能な場所をご記入下さい。

5 駅頭活動

駅ごとの取組内容と併せて都ホームページへの掲載可否についてどちらかに丸を付けて下さい。

6 その他の活動

その他の活動が予定されている場合は、ご記入下さい。

7 鉄道・バス事業者の取組

(1) 都作成のポスター掲出及び放送の実施についてご記入下さい。

(2) 実施予定の路線等が多く、記入欄が足りない場合は複写対応をお願いします。

第36回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン 実施計画書

区市町村名		部課係名： 担当者名： 電話番号：
-------	--	-------------------------

1 広報活動

(1) 駅頭広報活動 (※) (※) 都ホームページへの掲載 可 / 否

		実施予定の駅名					活動延日数
		線 駅	線 駅	線 駅	線 駅	線 駅	
実施期間		月 日 ～ 月 日 (日)	月 日 ～ 月 日 (日)	月 日 ～ 月 日 (日)	月 日 ～ 月 日 (日)	月 日 ～ 月 日 (日)	日
活動 内容	リーフレット配布(*1)	枚	枚	枚	枚	枚	
	ティッシュ配布(*2)	個	個	個	個	個	
	広報車	台	台	台	台	台	
	横断幕掲出	枚	枚	枚	枚	枚	
	のぼり旗掲出	本	本	本	本	本	
参加 団体	町会・自治会 ・商店会						
	警 察						
	都 (交通局除く)						
	鉄道 (交通局含む)						
	バス事業者						
	国 (国道事務所)						
	交通安全協会						
その他							

* 枠が足りない場合は、複写して次ページに記載して下さい。

(*1) 東京都作成物+独自作成+その他=合計

(*2) 自転車駐車場整備センター寄贈分

* 駅頭での呼びかけ等の詳細は、別記様式 1-2 「(2) 広報手段」の「イ 報道機関等の活用」に記載して下さい。

* 参加団体欄は、○印を付けて下さい。

別記様式 1-2

(2) 広報媒体

ア 印刷物、看板等

区市町村広報紙(誌)	名称			警告札・注意	種類	種類	
	発行時期	月 日			枚数	枚	
	掲載回数	回		看板	種類	種類	
	延発行部数	掲載回数×発行部数 部			枚数	枚	
その他の広報紙(誌)	名称			横断幕	種類	種類	
	発行時期	月 日			枚数	枚	
	掲載回数	回		のぼり旗	種類	種類	
	延発行部数	掲載回数×発行部数 部			枚数	枚	
ポスター	都作成分	掲出先		活動品 タスキ等	種類	種類	
		枚数	枚		枚数	枚	
	独自作成分	掲出先		ポケットティッシュ	自転車駐車場整備センター寄贈分		
		枚数	枚		個		
	自転車駐車場整備センター作成分	掲出先			独自作成分		
		枚数	枚		個		
リーフレット	都作成分	配布先			その他の配布品等		
		枚数	枚			個	
	独自作成分	配布先		画の活用	動画の放映が可能な場合は、放映場所を記載してください。		
		枚数	枚		[]		
		配布先		ホームページ掲載			
		枚数	枚				

* 英文の広報紙を発行している場合、「その他の広報紙(誌)」の欄にその旨記載願います。

イ 報道機関等の活用

取組内容	実施時期・規模・内容等
報道発表、取材協力	*相手先、内容、時期等
テレビ・ラジオでの放送	*媒体名、番組名、放映日時、放映内容等
鉄道やバスの車内・駅構内等での放送	*場所、内容、回数、期日等 *区市町村が独自に鉄道・バス事業者等へ依頼している場合のみ記載
広報車等の活用	*時期、内容、回数、延台数等 *別記様式 1-1「(1) 駅頭広報活動」の「広報車」数と異なる場合のみ記載
駅頭での呼びかけ等	*参加団体、期日、場所、内容等 *キャンペーン出動式、イベント等を記載
パレード	*参加団体等別参加人員、期日、場所、内容等
住民運動	*運動の名称、時期、場所、参加者数等 *「歩こう運動」等住民運動の推進等を記載
講演会等	*名称、期日、場所、内容、講師、受講者数等
関係先への呼びかけ	*相手先、時期、内容等 *ポスターの掲出依頼、商店街等での放送依頼等を記載
その他	*合同キャンペーン、ポスターコンクール、庁内放送、防災無線放送等を記載

* 行の高さが足りない場合は、該当の無い行を適宜削除して記載して下さい。

2 撤去等活動（移送・移動も含む）

	実施予定の駅名					活動 延日数
	線 駅	線 駅	線 駅	線 駅	線 駅	
実施期間	月 日 ～ 月 日 (日)	月 日 ～ 月 日 (日)	月 日 ～ 月 日 (日)	月 日 ～ 月 日 (日)	月 日 ～ 月 日 (日)	日
取組内容						
体制	人	人	人	人	人	
参加団体	団体名	団体名	団体名	団体名	団体名	
車両 利用数	トラック 台	トラック 台	トラック 台	トラック 台	トラック 台	延べ 台
	広報車 台 *別記様式 1-1「(1) 駅頭広報活動」の「広報車」数と異なる場合のみ記載	広報車 台	広報車 台	広報車 台	広報車 台	延べ 台
	その他 台	その他 台	その他 台	その他 台	その他 台	延べ 台

第36回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン 実施計画書

機関名 団体名 会社名		担当部署 担当者名 電話番号	
-------------------	--	----------------------	--

1 広報紙（誌）・メールマガジンの発行、ホームページ等への掲載

- * キャンペーン記事を掲載したすべての印刷物等を記載してください。
- * メールマガジンについては、配信数を「発行数等」欄に記載してください。

種別	名称	発行数等	発行日・ 掲載期間	対象読者層
広報紙（誌）、 会報等				
メールマガジン				
ホームページ				
その他				

2 独自作成のポスター、リーフレット、PR用配布品等

種別	数量等	提出先・配布先等
ポスター	種 枚	
リーフレット	種 枚	
P R 用 配 布 品		
その他		

別記様式 2-2

3 都作成のポスター、リーフレットの活用

* 鉄道・バス事業者は、別記様式 2-3 に記載してください。

種別	数量	提出先・配布先
ポスター	枚	
リーフレット	枚	

4 都作成の動画の活用

動画の放映が可能な場合は放映場所を記載してください。

[]

5 自転車駐車場整備センター寄贈のポケットティッシュの活用

種別	数量	配布先
ポケットティッシュ	個	

6 駅頭活動※

* 枠が足りない場合は、複写して次ページに記載してください。

場所（駅名）	参加 延日数	参加 延人員	活動内容
線 駅	日	人	
線 駅	日	人	
線 駅	日	人	
線 駅	日	人	

※都ホームページへの掲載 可 / 否

7 その他の活動

事項名	規模・内容等

8 鉄道・バス事業者の取組

(1) 都作成のポスター掲出

* 枠が足りない場合は、複写して次ページに記載してください。

	掲出箇所	掲出枚数	掲出期間
車内	路線名 ・ ・ ・ ・	枚	月 日～ 月 日
	計 路線 車両 両		
駅構内 停留所	箇所	枚	月 日～ 月 日
営業所 案内所	箇所	枚	月 日～ 月 日
その他 (本社執務室 等)	箇所	枚	月 日～ 月 日

(2) 放送の実施

* 枠が足りない場合は、複写して次ページに記載してください。

	放送箇所	放送期間・放送時間	
車内	路線名 ・ ・ ・ ・	月 日～ 月 日	1日あたり 回程度
	計 路線	時～ 時	1回あたり 秒程度
駅構内 停留所	駅名 ・ ・ ・ ・	月 日～ 月 日	1日あたり 回程度
	計 駅 停留所	時～ 時	1回あたり 秒程度
都作成動画		月 日～ 月 日	
その他		月 日～ 月 日	

駅前放置自転車クリーンキャンペーン標語の継続使用について

1 標語変更の経緯

- 駅前放置自転車クリーンキャンペーンでは、昭和60年（第2回）から平成7年（第12回）まで、標語を一般募集し、翌年のキャンペーンに使用
- 平成8年（第13回）からは、「困ります！ 自転車置きざり 知らんぷり」の標語を使用
- 平成28年9月開催の幹事会において、標語の変更を事務局より提案。推進委員会の各委員あて書面にて照会し了承を得たため、一般募集により新しい標語を選定
- 平成29年度の第34回から、新標語「**放置ゼロ キレイな街で おもてなし**」を使用

2 標語の使用について

- 標語の使用期間は概ね5回（5年間）を原則
- 次年度の継続使用の適否について、各回（毎年度）の推進委員会において検討し、検討結果は次回の実施大綱（案）に反映